

議 第 1 4 号 議 案

内 部 留 保 課 税 の 導 入 を 求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て
内部留保課税の導入を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により、提出します。

令和4年6月17日提出

富士見市議会議長 齊 藤 隆 浩 様

提出者 富士見市議会議員 木 村 邦 憲

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

内部留保課税の導入を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

内部留保課税の導入を求める意見書

コロナ禍のもと、物価は急激に上がるのに賃金は上がらず、国民生活は大変厳しい状況に置かれている。わが国は先進諸国の中で唯一、実質賃金が10年間上がっていない国である。その一方、資本金10億円以上の大企業の内部留保は2012年以降の10年間で130兆円増え466兆円に上る。

内部留保が極端に増加した要因の一つは、第二次安倍晋三政権以来の「アベノミクス」のもとで2012年から20年にかけて法人税率が28%から23.2%に引き下げられ、法人3税の実効税率も37%から29.74%へと大きく引き下げられたことにある。企業向けの「租税特別措置」も1兆円から2兆円に倍増し、「連結納税制度」なども含め、もっぱら大企業が利用する優遇税制により、法人税の実質負担率は、中小企業の20.7%に対して、大企業は10.2%と半分にすぎない。この間に働く人の実質賃金は労働法制の規制緩和による非正規労働者の増加などで22万円（年収）も減っている。

「アベノミクス」で空前の利益を上げている大企業の税負担率が中小企業よりも低いという不公平・不公正をただすには、大企業に対する税の優遇措置を廃止・縮小するとともに、内部留保の一定部分を国民に還元する期間限定の「内部留保課税」の導入を検討すべきである。

例えば2012年以降の10年間で増えた130兆円に課税するだけで2.6兆円となり、賃上げ額と国内設備投資額を課税対象から控除しても毎年2兆円程度、課税期間を5年間として10兆円程度の税収が見込める。

こうした大企業の内部留保に対する課税は、大企業減税の不公正をただすだけでなく、企業内に滞留している巨額の資金を賃上げや「グリーン投資」などの国内設備投資に振り向けられること、新たな税収で最低賃金引上げに必要な中小企業・中堅企業への賃上げ支援を抜本的に強化することができる、などの効果が期待できる。

政府もこの内部留保課税について「成長への果実が内部留保だけでなく、賃金や設備投資に向けられることが重要」「内部留保への課税は、一つの手法」（岸田文雄首相）と否定していない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、大企業に対する「内部留保課税」の導入をはかるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	細	田	博	之	様	
参議院議長	山	東	昭	子	様	
内閣総理大臣	岸	田	文	雄	様	
財務大臣	鈴	木	俊	一	様	
経済産業大臣	萩	生	田	光	一	様